

医療法人楽山会  
介護職員初任者研修課程（通学）学則

（開講の目的）

第1条 医療法人楽山会が行なう介護職員初任者研修は、介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業訓練として、職務に当たる上での基本姿勢、知識・技術を習得させること、及び介護職員確保が困難となっている当地域において、介護人材育成の一環として取り組むことを目的とする。

（研修の名称及び過程）

第2条 研修の名称及び過程は次の通りとする。  
医療法人楽山会 介護職員初任者研修養成課程 通学

（実施場所）

第3条 研修は次の場所で開催する。  
岩手県釜石市小佐野町4丁目3番7号

（研修期間）

第4条 研修の開催期間は、平成29年7月22日～平成29年9月16日までとする。

（カリキュラム及び使用教材）

第5条 研修のカリキュラムは別紙研修日程表の通りとし、教材は財団法人 介護労働安定センター「介護職員初任者研修テキスト」を使用する。

（研修終了の認定方法（評価方法及び認定基準））

第6条 研修終了の評価の方法は別紙様式例7「終了評価の方法」の通りとする。

（補講）

第7条 受講者がやむを得ず研修を欠席する場合は必ず「欠席届」を提出することとし、欠席した理由がやむをえない事情として認められる場合は補講を受けることができる。  
2 補講の方法は講義・演習（止むを得ない場合は録画した映像の視聴）とし、補講料金1000円/1講義（または3時間）を徴収する。

（修了試験）

第8条 全日程終了後に筆記試験を実施し100点満点で70点以上を合格とする。不合格者については補講を受け、補講終了後に再度筆記試験を行う。追試受験費用として、2,000円/回を徴収する。

（募集時期）

第9条 募集期間は、平成29年5月22日～平成29年7月10日までとする。

(受講資格)

第10条 受講資格は、介護職員初任者研修課程の資格を取得し今後の職業に役立てたいと考える者、介護についての知識を習得したいと思っている者とする。

(受講定員)

第11条 本研修の受講定員は10名とする。

(受講手続)

第12条 本研修の受講を希望する者は、電話で問い合わせの上、当法人指定の申し込み書類を提出。書類審査の上、受講登録を行う。

(受講料)

第13条 研修の受講料はテキスト代など受講生が負担すべき費用とし、学生：20,000円、一般：30,000円とする。

(受講時における本人確認方法)

第14条 受講申込時、または初回受講時に以下の内容により本人確認を行なう。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示
- ・ 年金手帳の提示
- ・ 国家資格を有する者については、免許証また登録の提示 等

(受講資格の取り消し)

第15条 講義の妨げとなる行為、他の受講生への迷惑行為、また講師、職員の指示に従わない場合は、受講資格を取り消すことがある。

(受講者の個人情報の取扱い)

第16条 当該研修における個人情報について当法人個人情報管理の基本方針に従い、厳重に管理し、使用にあたっては適切な取扱いを徹底する。

(その他)

第17条 本学則に定めのない事項は、岩手県が定める介護職員養成研修事業取扱要綱に基づき行なうものとする。